解散公告（第一回）

当法人は、令和六年九月二十二日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により、令和七年三月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
茨城県水戸市双葉台四丁目二〇番地の五
医療法人五味渕整形外科
清算人　五味渕安江

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
大阪市中央区安堂寺町二丁目六番三号アイズワンⅢ二階
医療法人美龍会
清算人　髙木　祐子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
福岡市西区野方一丁目一六番三二号
医療法人日の出会
清算人　竹嶋　祐子

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
東京都葛飾区立石七丁目三番四号水沢ビル一階
医療法人社団おもいやりステーション
清算人　李　栄浩

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月十七日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
山梨県笛吹市御坂町夏目原一二九六番地
宗教法人丸山教夏目原支教会
清算人　弁護士　伏見　彩
連絡先　山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号トラストワンビル１９　三階Ｂ

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月四日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
山梨県北杜市須玉町大蔵一四六二番地
宗教法人御嶽教山崎教会
清算人　弁護士　伏見　彩
連絡先　山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号トラストワンビル１９　三階Ｂ

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月十九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
山梨県甲府市下飯田町五五三番地
宗教法人心靈界教団深澤教会
清算人　弁護士　松本　成輔
連絡先　山梨県甲府市相生一丁目一番五号
甲府西川ビル二階

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月十八日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林一番地一
幸田深溝里土地区画整理組合
清算人代表　金子　一元

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
大阪市淀川区十三東五丁目一番五四アリスト十三管理事務室
アリスト十三管理組合法人
清算人　前背戸公明

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年七月十四日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により令和七年三月十七日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
兵庫県西宮市大森町一四番一五号
医療法人社団みやうち内科クリニック
清算人　宮内　孝浩

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十二月二十二日開催の役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
愛媛県宇和島市桝形町一丁目二番四号
宗教法人太霊教
清算人　水口　秀昭

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
沖縄県国頭郡本部町字東一六三番地
農事組合法人西平畜産
清算人　西平　賀盛

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年九月三十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和七年三月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日
札幌市清田区清田一条四丁目五番三〇号
医療法人社団清田小児科医院
清算人　三戸　和昭

第54期決算公告　令和７年３月26日
秋田市土崎港西三丁目13番25号
船川港通運株式会社
代表取締役社長　渡部　健

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	194,062
	固定資産	46,579
	合計	240,641
負債及び純資産の部	流動負債	53,504
	固定負債	42,000
	株主資本	145,137
	資本金	15,000
	資本剰余金	5,000
	その他資本剰余金	5,000
	利益剰余金	125,137
	利益準備金	3,423
	その他利益剰余金	121,714
	（うち当期純利益）	(594)
	合計	240,641